

証券コード 6062

2025年9月5日

(電子提供措置開始日 2025年9月4日)

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 中 之 島 三 丁 目 6 番 3 2 号

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

代表取締役社長兼COO 小 梶 史 朗

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】<https://www.charmcc.jp/corp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「チャーム・ケア・コーポレーション」または「コード」に当社証券コード「6062」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席お差し支えの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年9月24日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年9月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
新ダイビル 4階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第41期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

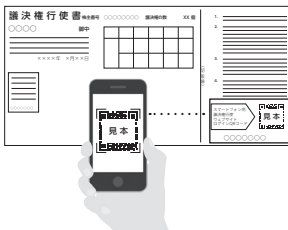
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。開会時刻間際になりますと会場受付が混雑いたしますので、多少お早目にご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等に勘案し、ご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法の規定により、電子提供措置事項について前述の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなっておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部です。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
- ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

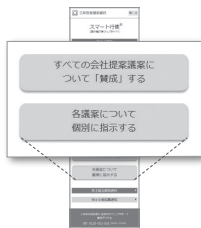
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

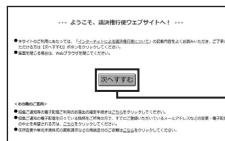
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

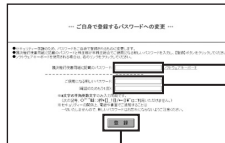
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

インターネット等と書面（議決権行使書）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を重要な課題と位置付け、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、事業拡大のための設備投資及び人材の確保・育成等に充当していく予定であります。

上記方針に基づき、剰余金の処分につきましては、当期業績並びに今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金34円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,110,725,192円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	選任の種別等
1	しちむらたかひこ 下村隆彦	代表取締役会長兼CEO リスクマネジメント室管掌	【再任】
2	こかじしろう 小梶史朗	代表取締役社長兼COO 首都圏介護事業部、不動産事業部、 営業部、DX推進室、事業構想室管掌	【再任】
3	まえだよしひこ 前田好彦	取締役 執行役員 人事部、情報システム室、総務室、 財務経理室、経営企画室管掌	【再任】
4	よこやましげき 横山滋樹	取締役 執行役員 業務管理室長 近畿圏介護事業部、教育研修部、 介護DX推進室、業務管理室管掌	【再任】
5	やまざわともかず 山澤倶和	取締役	【再任】 【社外】 【独立役員】
6	にしかどけんじ 西門賢治	取締役	【再任】 【社外】 【独立役員】
7	たなかきみこ 田中基公	取締役	【再任】 【社外】 【独立役員】

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	しもむらたかひこ 下村隆彦 (1943年6月3日生) 【再任】	1966年4月 株式会社岡組 入社 1969年4月 下村建設株式会社 入社 1969年6月 同社取締役 1973年6月 同社代表取締役 2004年11月 当社代表取締役社長 2008年6月 下村建設株式会社 取締役会長（現任） 2014年7月 当社代表取締役社長 事業開発部長 2015年7月 当社代表取締役社長 2020年7月 当社代表取締役会長兼社長 2021年11月 ウェルヴィル株式会社 社外取締役（現任） 2024年10月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） 2025年1月 株式会社東急イーライフデザイン 社外取締役（現任） (管掌) リスクマネジメント室 (重要な兼職の状況) ウェルヴィル株式会社 社外取締役 株式会社東急イーライフデザイン 社外取締役 (2025年6月期取締役会出席状況) 19回/19回（出席率100%）	5,302,300株
◆取締役候補者とした理由 下村 隆彦氏は、当社の創業者として経営全体の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
2	小 梶 史 朗 (1974年2月13日生) 【再任】	1999年4月 株式会社安心ネットワーク 入社 2004年6月 当社入社 2015年7月 当社事業開発部長 2017年6月 当社事業本部副本部長 首都圏事業部長 2017年9月 当社取締役 事業本部副本部長 首都圏事業部長 2019年7月 当社取締役 常務執行役員 事業本部副本部長 首都圏事業部長 2022年7月 当社取締役 常務執行役員 DX推進室長兼事業構想室長 2024年10月 当社代表取締役社長兼COO DX推進室長兼事業構想室長 2025年7月 当社代表取締役社長兼COO (現任) (管掌) 首都圏介護事業部、不動産事業部、営業部、DX推進室、 事業構想室 (2025年6月期取締役会出席状況) 19回/19回 (出席率100%)	34,820株
◆取締役候補者とした理由 小梶 史朗氏は、当社に入社以降、事業開発部門及び介護付有料老人ホームの運営・管理部門に所属し、豊富な経験と実績を有しているほか、社長として経営面の知識・経験も積み重ねております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	まえ だ よし ひこ 前 田 好 彦 (1965年2月12日生) 【再任】	1987年 4 月 株式会社大和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行 2017年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行 オペレーション改革部長 2019年 4 月 株式会社みなと銀行 執行役員 事務統括部副担当兼事務推進部担当兼証券 国際事務部副担当 2021年 4 月 株式会社関西みらいフィナンシャルグルー プ 執行役員 プロセス改革部担当 株式会社みなと銀行 執行役員 プロセス改革部担当兼事務推進部担当 2022年 4 月 同行 執行役員 プロセス改革部担当統括 株式会社関西みらい銀行 執行役員 プロセス改革部担当 2023年 4 月 当社執行役員 2023年 9 月 当社取締役 執行役員 (現任) (管掌) 人事部、情報システム室、総務室、財務経理室、経営企画 室 (2025年6月期取締役会出席状況) 19回/19回 (出席率100%)	2,200株
◆取締役候補者とした理由 前田 好彦氏は、大手金融機関における長年にわたる経験と、財務・経理、人事・総務、経営企画、情報シ ステム、コンプライアンスなど幅広い管理部門における知識・経験を有しております。また、人格、見識とも に優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	横山 滋樹 (1974年5月14日生) 【再任】	1997年 4 月 株式会社安心ネットワーク 入社 2004年 6 月 当社入社 2019年 7 月 当社業務管理室長（現任） 2021年 7 月 当社執行役員 2023年 9 月 当社取締役 執行役員（現任） 2023年 9 月 株式会社ライク 代表取締役社長（現任） (管掌) 近畿圏介護事業部、教育研修部、介護DX推進室、業務管理室 (重要な兼職の状況) 株式会社ライク 代表取締役社長 (2025年6月期取締役会出席状況) 19回/19回（出席率100%）	30,920株
◆取締役候補者とした理由 横山 滋樹氏は、当社に入社以降、主として業務管理室に所属し、介護保険制度についての幅広い知識と、豊富な経験・実績を有しているほか、介護付有料老人ホームの運営・管理業務にも携わっております。また、人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	やま ざわ とも かず 山 澤 倶 和 (1947年11月26日生) 【再任】 【社外】 【独立役員】	1971年 4 月 京阪神急行電鉄株式会社 入社 1999年 6 月 阪急電鉄株式会社 統括本部副本部長 兼広報室長 2000年 6 月 同社取締役 統括本部長 2002年 4 月 株式会社第一阪急ホテルズ (現 株式会社阪急阪神ホテルズ) 代表取締役社長 2007年 6 月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 2012年 4 月 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役会長 2012年 6 月 阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 2014年 4 月 株式会社阪急阪神ホテルズ 顧問 2016年 6 月 阪神高速道路株式会社 顧問 2017年 6 月 株式会社池田泉州銀行 社外取締役 2017年 9 月 当社社外取締役 (現任) 2018年 6 月 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取締役 2023年 7 月 学校法人大阪経済大学 理事長 (現任) (重要な兼職の状況) 学校法人大阪経済大学 理事長 (2025年6月期取締役会出席状況) 19回/19回 (出席率100%)	一株
◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 山澤 倶和氏は、株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役社長、阪神高速道路株式会社代表取締役社長等の要職を歴任され、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社の経営に有効な意見表明及び経営陣に対する指導・監督を行っており、引き続き業務執行の監督機能強化への貢献及び企業経営における豊富な経験と高い見地を活かした経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者となりました。 なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。同氏が再任された場合には、独立役員の届け出を継続いたします。 同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
6	にし かど けん じ 西 門 賢 治 (1970年4月7日生) 【再任】【社外】 【独立役員】	1993年 4 月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 2009年 9 月 株式会社エディオン 入社 I R ・ 広報部長 2010年 8 月 グリーンホスピタルサプライ株式会社 入社 財務・経理部長 2012年 6 月 同社取締役 財務・経理部長 2015年 6 月 同社常務取締役 財務・経理部長 2016年 6 月 シップヘルスケアホールディングス株式 会社 入社 経営管理室長 2019年 4 月 アイネット・システムズ株式会社 取締役 日本パナユーズ株式会社 取締役 (現任) 株式会社 I & C 取締役 (現任) 2019年 7 月 株式会社日本システム家具 取締役 2019年10月 株式会社日本ネットワークサービス 取締役 2020年 9 月 当社社外取締役 (現任) 2021年 6 月 日本パナユーズ株式会社 代表取締役社長 2022年 6 月 アイネット・システムズ株式会社 監査役 2023年 6 月 株式会社日本ネットワークサービス 監査役 2024年 6 月 グリーンホスピタルサプライ株式会社 専務取締役 管理本部長 (現任) 2025年 2 月 株式会社コッコー 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日本パナユーズ株式会社 取締役 株式会社 I & C 取締役 グリーンホスピタルサプライ株式会社 専務取締役 管理 本部長 株式会社コッコー 取締役 (2025年6月期取締役会出席状況) 19回/19回 (出席率100%)	一株
◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 西門 賢治氏は、民間企業における豊富な実務経験に加え、シップヘルスケアホールディングスグループ各社の取締役を歴任され、企業経営における豊富な知識・経験を有しております。また、当社の経営に有効な助言・提言をいただいております、引き続き企業経営における豊富な知識・経験を活かした経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者としていたしました。 なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。同氏が再任された場合には、独立役員の届け出を継続いたします。 同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	田 中 公 子 (1957年7月6日生) 【再任】【社外】 【独立役員】	1981年 5 月 日本航空株式会社 入社 2011年 1 月 シミックホールディングス株式会社 入社 2012年 4 月 同社社長室 執行役員 2016年 4 月 寺田倉庫株式会社 入社 2019年 3 月 東邦レマック株式会社 社外取締役 2019年 9 月 株式会社匠創生 顧問 2020年 9 月 和洋女子大学看護学部 非常勤講師 2021年 9 月 当社社外取締役 (現任) 2021年11月 株式会社ストレージ王 社外監査役 2024年 4 月 株式会社イムラ 社外取締役 (現任) 2024年 8 月 株式会社サカタのタネ 社外監査役 (現任) 2025年 4 月 株式会社ストレージ王 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ストレージ王 社外取締役 株式会社イムラ 社外取締役 株式会社サカタのタネ 社外監査役 (2025年6月期取締役会出席状況) 19回/19回 (出席率100%)	一株
◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 田中 公子氏は、日本航空株式会社及びシミックホールディングス株式会社において人材教育やサービス品質向上に幅広く取り組まれるとともに、上場企業の社外取締役を務められる等、豊富な経験と高い見識を有しております。引き続き当社社員の人材教育及びサービス品質向上に寄与していただけるとともに、当社の経営に有効な助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。同氏が再任された場合には、独立役員の届け出を継続いたします。 同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山澤 俱和氏、西門 賢治氏及び田中 公子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 当社は山澤 俱和氏、西門 賢治氏及び田中 公子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、3氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については除く。)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考)

スキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役及び監査役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏 名	当社における地位	社 外	独立役員	専門性及び経験								
				企業経営・ 経営戦略	内部統制・ ガバナンス	新規開設・ 不動産	介護施設 運営	営業・マーケ ティング	財務・会計	法務・コンプ ライアンス	人事・人材 開発	D X
下村隆彦	代表取締役会長兼CEO			●	●	●	●	●	●	●	●	
小梶史朗	代表取締役社長兼COO			●	●	●	●	●				●
前田好彦	取締役執行役員			●	●				●	●	●	
横山滋樹	取締役執行役員			●	●		●			●		●
山澤俱和	取締役	●	●	●	●			●	●	●	●	
西門賢治	取締役	●	●	●	●				●	●	●	
田中公子	取締役	●	●	●	●					●	●	
小酒俊朗	常勤監査役	●	●	●	●				●	●		
大鹿博文	監査役			●	●				●	●		
榎本 堅	監査役	●	●	●	●				●	●	●	●

(注) 上記は取締役及び監査役の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

事業報告

(2024年7月 1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、緩やかに回復する一方で、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクや、物価上昇の継続による個人消費の下振れリスクが懸念され、景気の先行きは不透明感が見受けられます。

介護業界におきましては、今後も高齢者人口は増加していき、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスに対する需要拡大が見込まれます。一方で、異業種からの新規参入により競争が激しさを増しています。加えて、介護職における雇用情勢につきましては、2025年6月の有効求人倍率は3.76倍（全国平均・常用（パート含む））と全職種平均の1.05倍を大きく上回り、介護職員の確保が引き続き課題となっているなど、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのような状況のなか、当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という企業理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスの提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、より良い人材の確保及び定着に向け、処遇改善を行うとともに、従業員それぞれがライフスタイルに応じて働けるよう働き方の選択肢を増やし、選択的週休3日制度も導入し定着率の向上を進めております。同時にホーム運営における人員配置の適正化やＩＴ機器の導入等による業務効率化も継続的に進めております。さらに、当社グループは介護業界における処遇No.1を方針として掲げており、2期連続でのベースアップと賞与の一部月給化を進め、名実ともに業界トップ水準の処遇を実現できていると考えております。今後とも当社グループは、お客様へより質の高いサービスが提供できるよう、従業員が働きやすい職場環境づくりに邁進してまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、不動産事業が大幅な減収減益となったことが影響し、連結業績も減収減益となりました。介護事業におきましては、当連結会計年度にM&Aで取得したホームが改善途上であるためその影響はあるものの、それを含めても介護事業全体で5,672百万円の増収（前年同期比17.0％増）、395百万円の増益（前年同期比9.0％増）と成長を続けております。当連結会計年度におきましては、冬期のご逝去による退去者が重なり、1月、2月に当社既存ホームの入居率が低下したものの、空室が多いホームを中心に営業強化

を行った結果、最終的には当社の「既存ホーム」（開設より2年以上経過したホーム）の平均入居率は94.4%で着地しており、全体として、居室数（定員数）を順調に増やしつつ高い入居率を維持しており、引き続き高い成長を継続しております。

当連結会計年度にM&Aで取得したホームは、新しいホームが多いため入居率が低い状態からのスタートではあるものの、当社のノウハウにより着実に入居者数は増加中であり、運営効率化により収益力も向上してきております。

なお、当連結会計年度におきましては、M&A関連費用やM&Aで取得したホームを含めた新しいホームの入居促進費用、IT機器導入に係る初期的な費用等により、販管費率が前年同期比でやや上昇しておりますが、概ね一時的な要因によるものであります。

以上の要因により、当社の中核事業である介護事業は順調に推移しており、増収増益を継続しております。経常利益の前年同期比減につきましては、前連結会計年度において新規開設準備補助金やコロナ関連・物価高騰の補助金（営業外収益）を受領したことによる差異であります。

なお、当連結会計年度におけるホームの運営状況につきましては、運営ホーム数の合計は105ホーム、居室数は7,155室（連結子会社である株式会社ライクの5ホーム（460室）、CMケア株式会社の2ホーム（130室）及び株式会社グッドパートナーズのホスピス型住宅1ホーム（42室）を含む）であります。当社ホームの入居状況につきましては、ホーム開設から2年を経過した既存ホームにおける平均入居率94.4%（前年同期95.2%）と高い入居率を維持しており、開設2年末満のホームの入居につきましても着実に進んでおります。

また、2021年11月に連結子会社化した株式会社ライクの既存ホームの平均入居率は99.3%（買収当初の2022年6月期中間会計期間の平均入居率は74.5%）となり、すべてのホームでほぼ満室の状態を継続しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は46,673百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益は3,845百万円（前年同期比28.6%減）、経常利益は4,024百万円（前年同期比30.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,936百万円（前年同期比31.3%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 介護事業

介護事業の当連結会計年度の売上高は39,063百万円（前年同期比17.0%増）、セグメント利益は4,802百万円（前年同期比9.0%増）となりました。

なお、ホームの新規開設の状況につきましては、建設コストの上昇や建設業界の労働者不足等による影響が見込まれますが、引き続き、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏及び近畿圏の都市部において、高級住宅地を中心に、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格

帯ブランド「チャームプレミアグラン」、「チャームプレミア」シリーズを開設するとともに、「チャーム」シリーズ、「チャームスイート」シリーズの開設も行い、バランスの取れた積極的な新規開設を進めております。また、有料老人ホームのM&A情報が当社に多く寄せられており、情報を精査しつつ、M&Aによるホーム数の拡大も図ってまいります。当連結会計年度におきましては、M&Aにより首都圏5ホーム、近畿圏2ホームの計7ホームが当社グループに加わりました。さらに、有料老人ホームの居抜き物件情報も寄せられており次期の新規開設が決定しております。

当連結会計年度における新規開設及び取得の状況は、以下のとおりです。

案件	所在	居室数	開設・取得年月
チャームスイート旗の台	東京都大田区	60室	2024年7月
チャームスイート宝塚小浜	兵庫県宝塚市	80室	2024年8月
チャームスイート苦楽園	兵庫県西宮市	72室	2024年9月
M&A取得ホーム① チャームスイート久我山	東京都杉並区	66室	2024年9月
M&A取得ホーム② チャームスイート豊洲	東京都江東区	96室	2024年9月
M&A取得ホーム③ チャームスイート夙川	兵庫県西宮市	73室	2024年9月
チャームスイート神戸垂水	兵庫県神戸市	95室	2024年10月
チャーム栗東	滋賀県栗東市	80室	2024年10月
M&A取得ホーム④ チャーム大森	東京都大田区	50室	2024年10月
M&A取得ホーム⑤ チャーム新川崎	神奈川県川崎市	80室	2024年10月
M&A取得ホーム⑥ チャームスイート北畠	大阪市阿倍野区	71室	2024年11月
M&A取得ホーム⑦ チャームスイート品川大井	東京都品川区	62室	2024年11月
チャームスイート西新宿	東京都新宿区	69室	2025年4月
合計13ホーム（首都圏7ホーム、近畿圏6ホーム）		954室	

② 不動産事業

不動産事業におきましては、当連結会計年度は当初の予定どおり1件の開発案件（「北烏山案件」）の売却とその他の不動産の売却を完了いたしました。「北烏山案件」は期首の予定どおりの売却となりましたが、市場環境の変化等により、開発着手した当初の想定売却予定額は下回りました。その他の収益物件の売却については、想定していた期首の売却予定額に届かな

い結果となりましたが、期中に売却を完了することができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,607百万円（前年同期比57.1%減）、セグメント利益は65百万円（前年同期比96.5%減）となりました。

③ その他事業

その他事業として、連結子会社である株式会社グッドパートナーズが行っている人材派遣、人材紹介、訪問看護等の事業がございます。当連結会計年度におきましては、業績は概ね順調に推移いたしました。

株式会社グッドパートナーズにおいては、2024年11月に当社グループ第1号のホスピス型住宅を以下のとおりオープンし、業績は好調に推移しております。

案件	所在	居室数	開設・取得年月
アテニティ玉川学園	東京都町田市	42室	2024年11月

また、連結子会社であるチャームシニアリビング株式会社が行っている有料老人ホーム等への入居者紹介事業におきましては、当社グループのホームへの入居促進に貢献してきております。

なお、株式会社グッドパートナーズ及びチャームシニアリビング株式会社は決算期変更により2024年5月1日から2025年6月30日までの14ヶ月決算となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,611百万円（前年同期比40.6%増）、セグメント利益は126百万円（前年同期比34.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6,833百万円で、その主なものは次のとおりであります。

介護事業における新規ホーム開設等にもなう建物建築費及び介護施設の備品設備等として3,797百万円、差入保証金として914百万円の投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主に新規ホーム開設及び不動産開発の所要資金として、金融機関より借入金10,861百万円の資金調達を行っております。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2024年7月22日を効力発生日として、M&Aによる運営ホーム数の拡大を目的として、株式会社ケア21から有料老人ホーム運営事業を譲り受けました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年10月1日付でCMケア株式会社の株式を取得し、連結子会社としました。

また、当社は、2024年11月20日及び2024年11月27日付で、当社と東急不動産及び東急イーライフデザインとの業務提携の関係を一層強化するため、東急不動産株式会社の親会社である東急不動産ホールディングス株式会社の株式を521,100株取得し、2024年12月27日付で、東急不動産株式会社より同社の保有する株式会社東急イーライフデザインの株式の一部1,300株を取得しました。

(6) 対処すべき課題

介護業界におきましては、異業種からの新規参入による競争の激化等により、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。そのような状況のなか、当社グループは、「高齢者生活サービスを中心として、お客様一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という経営理念を掲げ、開設エリアお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスのご提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めております。

わが国における高齢者人口は今後も増加していくことが考えられ、これにともない高齢者単独世帯も増加し、介護サービスの提供を考慮した高齢者住宅の需要拡大が見込まれます。このような状況のなか、当社グループは業績拡大にあたり、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏及び近畿圏の都市部において、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミア」及び「チャームプレミアグラン」シリーズを開設するとともに、「チャーム」シリーズ、「チャームスイート」シリーズの開設も含めたバランスの取れた積極的な新規開設を行い、規模の拡大を行うことが必要不可欠であると考えております。

当社グループは、今後も引き続き介護付有料老人ホームを中心とした施設介護事業のさらなる展開を進めていくとともに、介護事業にとどまらない安定的な収益基盤を確立するうえで、新規事業の創設を図ってまいります。

なお、当社グループが対処すべき主要な課題は以下の項目であると認識しております。

① 有料老人ホームの新規開設数の確保、増大

高齢者人口がさらに増加する日本の都市部において、老人ホームの需要が一層高まることが予想されるなか、当社グループの介護事業のさらなる成長には、有料老人ホームの新規開設が必要不可欠であります。従いまして、当社グループにおきましては、立地に係る情報収集力をさらに高め、介護付有料老人ホームに加え住宅型有料老人ホームも含めて、有料老人ホームの新規開設数の確保、増大を図ってまいります。

② 労働力の確保及びホーム運営の効率化

今後の介護サービス需要の拡大にともない懸念される労働力不足の問題は、当社グループにおきましても重要な経営課題と認識しており、従業員の定着率の向上のため、長期的な労働力確保を視野に入れた新卒採用の強化や従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施などの取り組みを進めてまいります。

また、将来の労働力不足を見据え、ＩＴ機器やＡＩの導入、人員配置の最適化等により、サービスの質を向上させつつ、業務の効率化・省力化を図ってまいります。

③ 新規事業の創設

社会保障財政がひっ迫するなか、介護保険制度の将来を考えると、持続的成長を可能とする、介護事業だけにとどまらない事業基盤の強化が不可欠であります。そのためにさらなる新規事業の創設を通じて、暮らし・住まい・介護に関わる複合的なサービスをご提供していきたいと考えております。

当社において2022年7月より新たな部門として「事業構想室」を設置しており、引き続き新規事業の創設や事業規模・領域の拡大のため、Ｍ＆Ａも積極的に進めてまいります。

④ コンプライアンス・内部統制の充実

介護保険制度下の事業者として社会的責任を果たすべく、引き続き法令遵守を徹底することに加え、企業経営の透明性と開示情報の正確性を確保させるため、内部統制システムの整備に関する方針を定め、内部統制の構築を推進してまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2022年 6 月期)	第 39 期 (2023年 6 月期)	第 40 期 (2024年 6 月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2025年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	29,071	37,887	47,829	46,673
経 常 利 益 (百万円)	2,501	4,633	5,817	4,024
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,951	3,206	4,276	2,936
1 株当たり当期純利益 (円)	90.50	98.28	130.97	89.89
総 資 産 (百万円)	37,355	43,304	47,339	52,414
純 資 産 (百万円)	12,458	15,135	18,706	20,678
1 株当たり純資産額 (円)	380.44	462.34	571.74	631.92

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 38 期 (2022年 6 月期)	第 39 期 (2023年 6 月期)	第 40 期 (2024年 6 月期)	第 41 期 (当事業年度) (2025年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	26,975	35,005	44,547	41,865
経 常 利 益 (百万円)	2,628	4,625	5,750	4,770
当 期 純 利 益 (百万円)	2,283	3,292	4,325	3,581
1 株当たり当期純利益 (円)	70.01	100.91	132.47	109.65
総 資 産 (百万円)	35,602	42,227	46,133	51,649
純 資 産 (百万円)	11,872	14,627	18,247	20,887
1 株当たり純資産額 (円)	362.46	446.76	557.68	638.30

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社グッドパートナーズ	20百万円	100.0%	人材派遣事業
株 式 会 社 ラ イ ク	50百万円	100.0%	介護事業

(9) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社グループは、介護事業、不動産事業及びその他事業を行っております。その主な内容は次のとおりであります。

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
介 護 事 業	介護付有料老人ホーム及び住宅型有料老人ホームの運営
不 動 産 事 業	主にヘルスケア物件を対象とした不動産開発事業及びその他の不動産事業
そ の 他 事 業	人材派遣事業、人材紹介事業、訪問看護事業

(10) 主要な事業所 (2025年6月30日現在)

① 当社

大阪本社 : 大阪市北区中之島三丁目6番32号
東京本社 : 東京都渋谷区渋谷三丁目28番15号

事業所

所在地	運営ホーム数
東京都	43 ホーム
神奈川県	4 ホーム
大阪府	14 ホーム
京都府	10 ホーム
奈良県	5 ホーム
兵庫県	20 ホーム
滋賀県	1 ホーム
合計	97 ホーム

② 子会社

株式会社グッドパートナーズ
本社 : 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目37番8号
関西営業所 : 大阪市北区中之島三丁目6番32号

事業所

所在地	訪問看護事業所数	居宅介護支援事業所数	介護タクシー事業所数	運営ホーム数
東京都	6 拠点	1 拠点	1 拠点	1 ホーム

株式会社ライク
本社 : 大阪市北区中之島三丁目6番32号

事業所

所在地	運営ホーム数
大阪府	5 ホーム

(11) 使用人の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
介護事業	2,059 (597) 名	151名増 (22名増)
不動産事業	8 (―) 名	1名減 (―)
その他事業	145 (459) 名	80名増 (219名増)
全社(共通)	49 (4) 名	6名増 (1名増)
合計	2,261 (1,060) 名	236名増 (242名増)

- (注) 1. 使用人数欄の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であり、外数で記載しております。
2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,994 (545) 名	168名増 (―)	43.4歳	4.1年

- (注) 1. 使用人数欄の()は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であり、外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて、168名増加したのは、業容拡大等とともになう定期及び期中採用によるものであります。

(12) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	4,523
株式会社三井住友銀行	2,617
株式会社三菱UFJ銀行	2,605
株式会社みずほ銀行	2,155
三井住友信託銀行株式会社	595
株式会社池田泉州銀行	290
株式会社京都銀行	290

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年6月30日現在）

① 発行可能株式総数 84,800,000株

② 発行済株式の総数 32,712,000株

③ 株主数 7,311名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
株 式 会 社 エ ス ・ テ ィ ー ・ ケ ー	9,600,000株	29.39%
下 村 隆 彦	5,302,300株	16.23%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	3,534,400株	10.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,262,300株	6.93%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	430,100株	1.32%
東 急 不 動 産 株 式 会 社	396,500株	1.21%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	371,071株	1.14%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 4 4	350,300株	1.07%
チャーム・ケア・コーポレーション従業員持株会	336,200株	1.03%
丸 本 桂 三	322,400株	0.99%

（注）持株比率は自己株式（43,612株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	10,100株	4 名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「（3）会社役員に関する事項 ④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有状況	新株予約権数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	権利行使 期間
第1回 新株予約権 (2017年 9月26日)	取締役 (社外取締役 を除く) 2名	367個	普通株式 14,680株 (新株予約権 1個につき 40株)	1個当たり 20,610円	1株当たり 1円	2017年 11月1日から 2047年 10月31日まで
第2回 新株予約権 (2018年 9月26日)	取締役 (社外取締役 を除く) 2名	449個	普通株式 8,980株 (新株予約権 1個につき 20株)	1個当たり 15,650円	1株当たり 1円	2018年 11月1日から 2048年 10月31日まで
第3回 新株予約権 (2019年 9月25日)	取締役 (社外取締役 を除く) 2名	478個	普通株式 9,560株 (新株予約権 1個につき 20株)	1個当たり 21,860円	1株当たり 1円	2019年 11月1日から 2049年 10月31日まで
第4回 新株予約権 (2020年 9月25日)	取締役 (社外取締役 を除く) 2名	850個	普通株式 8,500株 (新株予約権 1個につき 10株)	1個当たり 11,120円	1株当たり 1円	2020年 10月31日から 2050年 10月30日まで

- (注) 1. 上記の新株予約権は、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして発行されたものであります。新株予約権の発行に当たり、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と払込金額の払込債務を相殺するため、金銭の払込みはありません。
2. 新株予約権の行使の条件は、権利行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
3. 当社は、2018年4月1日付及び2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割により、第1回から第3回までの新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼 CEO	下村 隆彦	リスクマネジメント室管掌 ウェルヴィル株式会社 社外取締役 株式会社東急イーライフデザイン 社外取締役
代表取締役社長兼 COO	小梶 史朗	DX推進室長兼事業構想室長 首都圏介護事業部、不動産事業部、首都圏営業部、 近畿圏営業部管掌
取締役	前田 好彦	執行役員 人事部、情報システム室、総務室、 財務経理室、経営企画室管掌
取締役	横山 滋樹	執行役員 業務管理室長 近畿圏介護事業部、教育研修部、業務管理室管掌 株式会社ライク 代表取締役社長
取締役	山澤 倶和	学校法人大阪経済大学 理事長
取締役	西門 賢治	日本パナユーズ株式会社 取締役 株式会社I & C 取締役 グリーンホスピタルサプライ株式会社 専務取締役 管理本部長 株式会社コッコー 取締役
取締役	田中 公子	株式会社ストレージ王 社外取締役 株式会社イムラ 社外取締役 株式会社サカタのタネ 社外監査役
常勤監査役	小酒 俊朗	朋友ホールディングス株式会社 監査役
監査役	大鹿 博文	イーウエストコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社ジェノバ 社外監査役
監査役	榎本 堅	

- (注) 1. 代表取締役会長兼社長 下村 隆彦氏は、2024年10月1日付で代表取締役会長兼CEOに就任いたしました。また、同氏は、2025年1月1日付で株式会社東急イーライフデザインの社外取締役に就任しております。
2. 取締役 小梶 史朗氏は、2024年10月1日付で代表取締役社長兼COOに就任いたしました。
3. 取締役 山澤 倶和、西門 賢治及び田中 公子の3氏は、社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 西門 賢治氏は、2025年2月24日付で株式会社コックローの取締役に就任しております。また、同氏は、2025年6月9日付でアイネット・システムズ株式会社の監査役を退任しております。さらに、同氏は、2025年6月10日付で日本パナユーズ株式会社の代表取締役社長を退任し、同社の取締役に重任しております。
5. 取締役 田中 公子氏は、2024年8月27日付で株式会社サカタのタネの社外監査役に就任後、2025年4月28日付で株式会社ストレージ王の社外監査役を退任するとともに、社外取締役に就任しております。
6. 監査役 小酒 俊朗及び榎本 堅の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役 大鹿 博文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、後記「⑤ 社外役員に関する事項」に記載しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、法令が定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。なお、2024年9月26日開催の取締役会において、同方針を一部改定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(1) 基本方針

当社の役員の報酬は、役員が中長期的な業績の向上を図るため、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮の上、株主総会で承認された報酬枠の範囲内でその額及び配分を決定しております。

(2) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は原則として採用しておりません。ただし、基本報酬決定の際に、業績や経営環境等も考慮して決定するものとしております。

(3) 非金銭報酬等に関する方針

2021年9月28日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年に1度付与いたします。なお、2021年9月28日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション制度は廃止いたしました。

(4) 報酬等の割合に関する方針

報酬等の種類ごとの割合については、非金銭報酬等の合計額が、社外取締役を除く個人別基本報酬等の合計額の概ね25%以内となるようにしております。

(5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

(i) 基本報酬

重任予定の取締役については、支給する事業年度の前事業年度の業績等に基づき、事業年度末日の属する月である6月に翌事業年度の報酬月額を決定し、翌7月より支給することとしております。また、新任予定の取締役については、毎年9月に開催する定時株主総会の終結後に翌10月から翌年6月までの報酬月額を決定し、翌10月より支給するものとしております。なお、事業年度途中に、職位の変更があった場合には、報酬月額を見直すことができるものとしております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

年1回、取締役会において、譲渡制限付株式報酬規程に従い、当事業年度の各人への割当株数、1株当たりの払込金額、付与する時期など、譲渡制限付株式の付与について決定するものとしております。なお、対象取締役に対して支給される報酬総額は、金銭報酬額とは別枠で年額20百万円以内、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内となっております。

(6) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、代表取締役会長兼ＣＥＯに一任できるものとしております。委任する権限の内容は、個人別の基本報酬の額を決定する権限とし、権限が適切に行使されるための措置として、個人別の基本報酬の額は以下の手続きを経た上で決定するものとしております。

- (i) 予算・人事を担当する取締役（以下「担当取締役」という。）が、支給する事業年度の前事業年度の基本報酬をもとに個人別の基本報酬額の前案を作成する。
- (ii) 代表取締役会長兼ＣＥＯが(i)の前案を確認し、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮して、必要に応じて修正する。
- (iii) 前案又は(ii)により修正した前案について、任意の報酬委員会の諮問にかける。
- (iv) 任意の報酬委員会は、諮問を受けた事項について審議を行い、代表取締役会長兼ＣＥＯに対して助言・提言を行う。報酬委員会の助言・提言により、代表取締役会長兼ＣＥＯは必要に応じて再度修正し、決定する。
- (v) 代表取締役会長兼ＣＥＯは、決定した個人別の基本報酬の額を担当取締役に報告する。
- (vi) 報告を受けた担当取締役は、必要に応じて開示の要否等を判断する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	113	99	－	14	7
(うち社外取締役)	(12)	(12)	(－)	(－)	(3)
監査役	12	12	－	－	3
(うち社外監査役)	(8)	(8)	(－)	(－)	(2)
合 計	126	112	－	14	10
(うち社外役員)	(21)	(21)	(－)	(－)	(5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第33回定時株主総会において年額120百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2021年9月28日開催の第37回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役の譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬として、年額20百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年15,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
なお、2017年9月26日開催の第33回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役の株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内、新株予約権の数の上限を年1,500個以内と決議しておりました（当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名）が、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、2021年9月28日開催の第37回定時株主総会をもって株式報酬型ストック・オプション制度を廃止いたしました。これに伴い、導入前に付与したものを除き、対象取締役に対してストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないこととしております。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2007年9月27日開催の第23回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
5. 取締役会は、代表取締役会長兼CEOである下村 隆彦氏に対し、各取締役の基本報酬の額の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長兼CEOが適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるための措置として、前記「④イ. (6)報酬等の決定の委任に関する事項(i)～(vi)」に記載の措置を講じております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 山澤 倶和氏は、学校法人大阪経済大学の理事長でありますが、同大学と当社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役 西門 賢治氏は、日本パナユーズ株式会社の取締役、株式会社 I & C の取締役及び株式会社 コックロー の取締役であるとともに、グリーンホスピタルサプライ株式会社の専務取締役 管理本部長であります。また、同氏は、アイネット・システムズ株式会社の監査役でありましたが、2025年6月9日付で退任し、日本パナユーズ株式会社の代表取締役社長を2025年6月10日付で退任いたしました。グリーンホスピタルサプライ株式会社と当社との間に福祉用具等の購入の取引関係がありますが、同社と当社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく独立役員として適任であると判断しております。グリーンホスピタルサプライ株式会社以外の各社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・取締役 田中 公子氏は、株式会社イムラ及び株式会社ストレージ王の社外取締役並びに株式会社サカタのタネの社外監査役であります。各社と当社の間には特別な関係はありません。
- ・監査役 小酒 俊朗氏は、朋友ホールディングス株式会社の監査役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	山澤 倶和	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席いたしました。取締役会では主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べており、当社の経営に有効な意見表明及び経営陣に対する指導・監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員として意見を述べるなど重要な役割を果たしました。
取締役	西門 賢治	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席いたしました。取締役会では主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした経営的視点から積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名委員会の委員として意見を述べるなど重要な役割を果たしました。
取締役	田中 公子	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回出席いたしました。取締役会では人材教育、サービス品質向上及び社外役員としての豊富な経験と高い見識を活かし、品質向上及び経営的視点の両面で積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として意見を述べるなど重要な役割を果たしました。
常勤監査役	小酒 俊朗	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に企業経営の分野における知識・経験等を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。
監査役	榎本 堅	当事業年度に開催された取締役会には、19回中19回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人及び会計監査人と同一のネットワークファームに属する者に対する、当社及び当社子会社が支払った又は支払うべき監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社全体に適用する企業理念を定めるとともに、法令遵守意識の定着と運用を図るため、代表取締役会長兼CEOを委員長とする取締役会直属のリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。
- ・代表取締役会長兼CEOに直属するリスクマネジメント室を設置し、法令及び定款の遵守体制の有効性の監査を行うとともに、各部門の内部管理体制の適切性・有効性の検証・評価を行い、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、経営判断等に用いた関連資料とともに「文書管理規程」に従い、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」等を基に、全社的なリスク管理に取り組むとともに、リスク・コンプライアンス委員会をリスクマネジメントの推進部署と位置付け、リスクマネジメントの計画の策定、体制の整備、検証及びリスク情報の一元化を行っております。
- ・代表取締役会長兼CEOに直属するリスクマネジメント室を設置し、当社の事業において発生する様々なリスクについて、当社が被る不利益を最小限に止めるべく、調査・対応を行うとともに、予防・再発防止のための施策の策定、実施を行っております。
- ・各部門においては経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの洗い出しを行い、適時にリスク・コンプライアンス委員会に対し報告し、適切な対応を行うこととしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を原則として月1回定時に開催し、法定事項のほか業務執行に関する具体的事項等に係る意思決定を行っております。
- ・年度予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図るようにしております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 経営企画室は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制としているほか、子会社の業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告しております。
- ・ 当社グループ間における取引において、取引の実施及び取引条件の決定等に関する手続きを定め、グループ間における取引の客観性及び合理性を確保しております。
- ・ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為など不適切な行為を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図っております。
- ・ リスクマネジメント室は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行うとともに、監査を受けた各部門に、是正、改善の必要があるときには適時にその対策を講じよう、適切な指導を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役がその必要を求めた場合には、必要な人数やその能力・経験・権限を取締役と監査役との協議のうえ決定することとしております。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 当該使用人の任命、評価、異動、賞罰は監査役会の同意を要するものとし、また、当該使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとしております。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役の要請に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人は必要事項の報告を行い、リスクマネジメント室は内部監査の結果等をすみやかに報告することとしております。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を与える事実を知ったときには、適時に報告することとしております。
- ・ 通報者が不利益を被ることがないよう「内部通報制度運用規程」を定めることで、内部通報制度の実効性を確保しております。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役は取締役会のほか、他の重要な会議に出席しております。また、監査役から要求のあった文書等は随時提供することとしております。
- ・ 監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないようにしております。

⑩ **財務報告の適正性を確保するための体制**

- ・ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の適正性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備、運用及び評価を行います。

⑪ **反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方**

- ・ 当社は「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、代表取締役会長兼ＣＥＯ以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。

⑫ **反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況**

- ・ 「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」において反社会的勢力に対する姿勢について明文化し、全従業員の行動指針としております。
- ・ 反社会的勢力の排除を推進するため総務室を統括管理部署とし、また、各ホームに不当要求対応の責任者を設置しております。
- ・ 「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
- ・ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
- ・ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力の情報収集に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係の構築に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当期は、取締役会を19回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の審議のほか、各取締役の業務執行状況等の監督がなされております。また、監査役会を13回開催し、監査に関する重要事項の協議・決議を行っております。
- ② 当期は、社外取締役をオブザーバーに加えたリスク・コンプライアンス委員会を12回開催し、各部門の法令遵守及びリスク管理状況の報告並びに対策の協議を行っております。また、社内報、メールマガジンの配信、社内イントラネットを通じた掲示板において、コンプライアンスに関する情報提供を継続的に行っているほか、全使用人を対象としたコンプライアンス確認テストの実施、コンプライアンス研修の定期開催などを通じて、使用人の法令遵守意識の定着に努めております。
- ③ 情報セキュリティ対策として、ご入居者様あるいはそのご家族様の重要な個人情報などの情報管理を徹底しております。システム上の情報管理については漏洩防止のため、セキュリティソフトにより外部ネットワークからのアクセスを遮断するほか、原則ノートパソコンなどの電子機器の持ち出しを禁止しております。また、ノートパソコンには起動時のパスワード管理を実施しており、第三者が容易に起動させることができない設定となっております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を重要な課題と位置付け、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としております。具体的には配当性向30%以上を基準とし、今後の事業環境を勘案しつつ決定することとしております。

この方針に基づき、2025年6月期まで年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としておりましたが、株主の皆様への利益還元のための充実を図るため、2026年6月期より中間配当を実施することといたしました。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、1株当たり普通配当34円とさせていただきます。予定であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,905	流 動 負 債	23,582
現 金 及 び 預 金	9,149	買 掛 金	409
売 掛 金	3,763	短 期 借 入 金	5,787
開 発 用 不 動 産	1,609	1年内返済予定の長期借入金	1,114
金 銭 の 信 託	6,274	リ ー ス 債 務	116
そ の 他	1,116	未 払 法 人 税 等	239
貸 倒 引 当 金	△8	未 払 金	2,255
固 定 資 産	30,509	契 約 負 債	12,884
有 形 固 定 資 産	16,492	賞 与 引 当 金	182
建 物 及 び 構 築 物	11,800	そ の 他	592
土 地	2,942	固 定 負 債	8,153
リ ー ス 資 産	344	長 期 借 入 金	6,175
建 設 仮 勘 定	65	リ ー ス 債 務	260
そ の 他	1,339	退 職 給 付 に 係 る 負 債	857
無 形 固 定 資 産	2,613	資 産 除 去 債 務	376
の れ ん	2,389	繰 延 税 金 負 債	178
そ の 他	224	そ の 他	304
投 資 そ の 他 の 資 産	11,403	負 債 合 計	31,736
投 資 有 価 証 券	2,195	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	6,502	株 主 資 本	20,650
繰 延 税 金 資 産	1,685	資 本 金	2,759
そ の 他	1,019	資 本 剰 余 金	2,768
資 産 合 計	52,414	利 益 剰 余 金	15,157
		自 己 株 式	△35
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△6
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△29
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23
		新 株 予 約 権	34
		純 資 産 合 計	20,678
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,414

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,673
売上原価		39,429
売上総利益		7,244
販売費及び一般管理費		3,399
営業利益		3,845
営業外収益		
受取利息	7	
補助金収入	193	
その他	90	291
営業外費用		
支払利息	102	
その他	10	112
経常利益		4,024
特別利益		
固定資産売却益	367	
補助金収入	59	426
特別損失		
固定資産圧縮損	59	59
税金等調整前当期純利益		4,391
法人税、住民税及び事業税	1,399	
法人税等調整額	55	1,455
当期純利益		2,936
親会社株主に帰属する当期純利益		2,936

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,759	2,762	13,205	△43	18,684
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△979		△979
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,936		2,936
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		6		8	14
連 結 範 囲 の 変 更			△4		△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	6	1,951	8	1,965
当 期 末 残 高	2,759	2,768	15,157	△35	20,650

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△0	△11	－	△12	34	18,706
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△979
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						2,936
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						14
連 結 範 囲 の 変 更						△4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	△17	23	5		5
当 期 変 動 額 合 計	0	△17	23	5	－	1,971
当 期 末 残 高	0	△29	23	△6	34	20,678

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	19,716	流 動 負 債	22,930
現金及び預金	7,583	買掛金	377
売掛金	3,216	短期借入金	5,787
開発用不動産	1,609	1年内返済予定の長期借入金	1,114
金銭の信託	6,138	リース債務	112
その他の	1,176	未払法人税等	127
貸倒引当金	△8	未払金	2,062
固 定 資 産	31,933	契約負債	12,717
有形固定資産	14,622	賞与引当金	138
建物	10,407	その他の	492
構築物	432	固 定 負 債	7,832
工具、器具及び備品	1,268	長期借入金	6,175
土地	2,117	リース債務	249
リース資産	330	退職給付引当金	795
建設仮勘定	65	資産除去債務	376
その他の	1	その他の	235
無形固定資産	201	負 債 合 計	30,762
ソフトウェア	75	純 資 産 の 部	
その他の	125	株 主 資 本	20,829
投資その他の資産	17,109	資 本 金	2,759
投資有価証券	2,195	資 本 剰 余 金	2,768
関係会社株式	5,981	資本準備金	2,748
差入保証金	6,268	その他の資本剰余金	20
繰延税金資産	1,622	利 益 剰 余 金	15,336
その他の	1,042	その他利益剰余金	15,336
資 産 合 計	51,649	繰越利益剰余金	15,336
		自 己 株 式	△35
		評価・換算差額等	23
		繰延ヘッジ損益	0
		その他有価証券評価差額金	23
		新 株 予 約 権	34
		純 資 産 合 計	20,887
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	51,649

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から)
(2025年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		41,865
売 上 原 価			35,396
売 上 総 利 益			6,468
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,979
営 業 利 益			3,488
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	8		
受 取 配 当 金	1,010		
補 助 金 収 入	179		
そ の 他	191		1,388
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	102		
そ の 他	4		106
経 常 利 益			4,770
特 別 利 益			
補 助 金 収 入	59		59
特 別 損 失			
固 定 資 産 圧 縮 損	59		59
税 引 前 当 期 純 利 益			4,770
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,094		
法 人 税 等 調 整 額	94		1,188
当 期 純 利 益			3,581

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,759	2,748	14	2,762	12,734	12,734	△43	18,213
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△979	△979		△979
当 期 純 利 益					3,581	3,581		3,581
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			6	6			8	14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	6	6	2,601	2,601	8	2,616
当 期 末 残 高	2,759	2,748	20	2,768	15,336	15,336	△35	20,829

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純 資 産 計
	繰延ヘッジ損益	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△0	－	△0	34	18,247
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△979
当 期 純 利 益					3,581
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	23	23		23
当 期 変 動 額 合 計	0	23	23	－	2,639
当 期 末 残 高	0	23	23	34	20,887

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	池 上 由 香
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大 川 泰 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	池 上 由 香
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大 川 泰 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているのかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 監査役会

常勤監査役 小 酒 俊 朗
(社外監査役)
監査役 大 鹿 博 文
社外監査役 榎 本 堅

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目2番1号

新ダイビル 4階 会議室



最寄駅

■京 阪：	中之島線	「大江橋駅」	徒歩2分
	本 線	「淀屋橋駅」	徒歩5分
■地下鉄：	御堂筋線	「淀屋橋駅」	徒歩5分
■J R：	東 西 線	「北新地駅」	徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。